

## 基本使用料

(単位：円)

施設の利用時間区分 施設名称	午前	午後	夜間	全日
	午前9時 ～正午	正午 ～午後5時	午後5時 ～午後10時	午前9時 ～午後10時
町民大ホール	11,000	15,400	22,000	44,000
町民中ホール	4,070	5,720	8,250	16,500
中会議室	2,200	3,080	4,400	8,800
小会議室	1,650	2,200	3,300	6,600
研修室 1	1,320	1,650	2,530	4,950
研修室 2	1,320	1,650	2,530	4,950
研修室 3	1,320	1,650	2,530	4,950
研修室 4	1,320	1,650	2,530	4,950
調理室	2,420	3,300	4,730	9,350

### 備考

- 施設を利用する場合の使用料は、準備（仕込）、練習（リハーサル）及び後片付け等のためその施設を使用又は占有する時間を含めた利用時間区分の額とする。また、施設において冷房及び暖房を使用する場合は、当該基本使用料の30パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 物品の販売、展示、商品説明会、相談会、教室、セミナー等直接的な営利活動の目的で使用する場合は施設使用料は、基本使用料の2倍の額を徴収する。
- 入場料（入場料に相当する料金の徴収を含む。）を徴収する場合の施設利用料は、次のとおりとする。ただし、入場料の額に段階がある場合は、最高の額をもって区分するものとする。
  - 入場料の額が3,000円未満 基本使用料の基本2倍の額を徴収する。
  - 入場料の額が3,000円以上 基本使用料の基本3倍の額を徴収する。
- 営利企業等の利用であっても直接的な営利活動を行わず、若しくは入場料を徴収しない場合又は企業研修その他企業内活動として利用する場合等の使用料は、基本使用料の1.5倍の額を徴収する。
- 研修室1及び研修室2を同時に使う場合の使用料は、それぞれ研修室の夜間料金を徴収する。
- 使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。